平成２５年（フ）第５号
佐賀県唐津市鏡2539番地３
債務者　古川　惠子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１７号
岩手県北上市大通り３丁目11番22号　コーポアイビーＢ―106号、前住所岩手県奥州市江刺区岩谷堂字内ノ町20番地１　サンベルデ101号
債務者　佐々木美紀
1　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１８号
岩手県花巻市石鳥谷町新堀第42地割79番地５
債務者　和田　　薫
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１９７号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　369号棟103号室、従前の住所兵庫県三原郡西淡町松帆樫田1133
債務者　大塚　マヨ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４７６号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目４番32号　ＫＡＭＩＤＥマンション106号
債務者　中園　昭弘
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０００号
大阪市中央区中寺１丁目３番23―302号
債務者　坂　　清美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５１号
大阪市東成区玉津２丁目７番23号
債務者　佐竹　征夫
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４３号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目34番18―305号
債務者　房　　尚美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４１号
大阪市淀川区木川東１丁目10番32―407号
債務者　雨谷　淳二
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５７号
大阪市平野区瓜破東１丁目４番５―904号、住民票上の住所大阪府寝屋川市松屋町15番22号
債務者　谷本　　洋（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８０号
大阪府寝屋川市桜木町22番16―502号
債務者　海田諒一こと　呉　　仁錫
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８９号
大阪府東大阪市西鴻池町１丁目11番11号
債務者　山本　勝久
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０９号
大阪市中央区内淡路町２丁目４番17―1204号、前住所大阪市中央区南新町２丁目２番13―1001号
債務者　スタジオ・アクターズアートこと　田中　　徹
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３７号
大阪府枚方市牧野北町９番14―102号
債務者　首藤　成元
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３２号
大阪市住之江区新北島７丁目２番３―302号
債務者　松本　由美
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８０９号
大阪市東淀川区瑞光２丁目11番14号　第２貴志ビル301号、前住所大阪市東淀川区豊新３丁目７番１号　第３光ハイツ103号
債務者　清水美代子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８３３号
大阪府四條畷市雁屋南町23番17号　カリヤグランドハイツ203
債務者　中山　正仁
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部